



(財)鳥取県労福協
第267号

題字
柴山抱海書

ふふふ

第41回 評議員会開催



四国八十八ヶ所霊場めぐり

第267号 もくじ

第41回 評議員会開催	2
四国八十八霊場めぐり in 香川	3
鳥取県生協の取り組み	3
中国財務局鳥取事務所からのお知らせ	4
地域社会貢献 労金NPO助成のお知らせ	5
東部通常総会報告	6
中部通常総会報告	6
西部通常総会報告	6
医療生協からのお知らせ	7
育児・介護休業法改正のお知らせ	7
全労済キャンペーン	8

2007年阿波・徳島県10カ寺(参加者85名)の参拝で始まった交流事業ですが、2008年土佐・高知県8カ寺(参加者84名)・2009年伊予・愛媛県7カ寺(参加者101名)・2010年讃岐・香川県10カ寺(参加者105名)と継続して延巡礼寺35寺総参加者375名となりました。

(俊)

鳥取県労福協 第41回 評議員会

2010年 3月26日(金) 全労済鳥取県本部会議室に於いて開催

第41回評議員会を、3月26日(金) 13時30分より全労済鳥取県本部大会議室に於いて、評議員37名（出席31名書面表決6名）の参加により開催しました。

議長団に電力総連の浅井洋徳評議員と県生協の内藤毅評議員を選出し、議事が進められました。

冒頭、安田理事長より、「労福協運動が始まって60周年の節目を迎えた今、労働者福祉運動の原点をもう一度見つめ直すことと、新しい社会づくりへ向かう労福協運動の方向性を共有し、労働者福祉の向上を担う運動体として前進しましょう」とあいさつがあり、続いて来賓の鳥取県商工労働部から三田清人雇用人材総室長、連合鳥取から五十嵐美知義会長より激励のあいさつを受けました。

議事は、小泉専務理事より、第1号議案「2009年度活動報告」、第2号議案「2009年度収支報告・監査報告」を行い、いずれも報告どおり承認されました。引き続き第3号議案「2010年度活動方針」、第4号議案「2010年度予算」と、第5号議案「定款（寄附行為）の変更」、第6号議案「役員改選」が提案され、本川博孝理事（自治労）・中野敦理事（全労済）の2名を新理事として承認し、すべての議案が承認され議事が終了致しました。

依然深刻な雇用状況が続いていますが、「働くこと」「生きること」がきちんと繋がる社会への再生を求めることが、まさに労働運動のめざす社会の姿そのものです。地域社会との連携と共感を広げ、一層の発展をめざし、実践することを確認し合い新年度の運動がスタート致しました。



鳥取県労福協
安田理事長



議長団
内藤議長 浅井議長



鳥取県
三田雇用・人材総室長



連合鳥取
五十嵐会長

2010年度活動の基調

- 鳥取県労福協を構成する労働団体、事業団体の力の結集と連携を一層強め、働く者のライフワークを支え合う労働者福祉運動の更なる発展をめざします。
- ライフサポートセンター、鳥取県中小企業労働相談業務（みなくる）の事業受託など、総ての労働者のセフティーネットとしての機能を高めるとともに、調査・研修、政策提言、福祉カンパなどの活動や、行政・関係団体・組織との連携を広げ、地域社会への参画を進めます。
- 文化・スポーツによる交流活動や広報事業などを通じ、働く仲間の連帯、共生の理念を大切にする地域社会づくりを促進します。

鳥取県労働者福祉協議会 役員一覧表

理 事 長	安田 邦夫	連合鳥取(情報労連)	理 事	中野 敦	全労済
副理事長	前田 厚彦	連合鳥取(日教組)	理 事	福田伸一郎	鳥取県生協
副理事長	安長 章	中国労働金庫	理 事	米田 成利	鳥取医療生協
副理事長	小東 照久	全労済	理 事	森脇 一也	労福協東部支部
専務理事	小泉 俊一	鳥取県労福協	理 事	橋本 将司	労福協中部支部
理 事	本川 博孝	連合鳥取(自治労)	理 事	八幡 勇治	労福協西部支部
理 事	土岡 勉	連合鳥取(J R 連合)	監 事	橋本 英之	連合鳥取(J A M)
理 事	坂口 俊広	高教組	監 事	中居 和美	中国労働金庫

2010年度西部労福協交流事業 四国八十八霊場めぐり in 香川

2010年4月16日（金）～17日（土）

西部労福協交流事業として四国八十八ヶ所霊場めぐりを行って今年で四国4県を一巡し、最後の地、讃岐（香川県）へと旅立ちました。

最初の巡礼地75番札所 善通寺で西部労福協安田会長の挨拶と住職の法話を拝聴し讃岐巡礼がスタートしました。善通寺は弘法大使生誕の地で高野山金剛峰寺、東寺と並ぶ三大霊場の一つです。

初日は74番札所甲山寺（こうやまじ）73番札所出釈迦寺（しゅっしゃかじ）72番札所曼荼羅寺（まんだらじ）へと巡礼の旅をつづけました。参加者は今回初めて参加される方が例年に比べ多く、最初は少し戸惑った様子でしたが、次第にお経を上げる姿が多くの巡礼者と同じようになって



いました。76番札所金倉寺（こんぞうじ）、77番札所道隆寺（どうりゅうじ）と参拝を行い一日目は終了しました。

翌日、いよいよこの活動の締めくくりとなる巡礼が81番札所白峰寺（しろみねじ）よりスタートしました。82番札所根香寺（ねごろじ）へと参拝しました。根香寺本堂の回廊には3万以上の観世音子像が祀られていました。続いて84番札所屋島寺（やしまじ）へとバス移動（50分）しました。屋島寺は本堂・本尊と共に国の重要文化財となっており、境内にある梵鐘「平家供養の鐘」も同様となっていました。86番札所志度寺（しどじ）の参拝で4年間継続した四国巡礼が終了しました。大川オアシスでの解団式において会長より交流事業参加へのお礼と、次の交流事業で再会できることを祈念した挨拶がありました。すべての日程が終了しそれぞれ帰路に着きました。

（報告 事務局）



鳥取県生協の社会貢献活動参加への取り組み 「中山間集落見守り活動の取り組みをはじめます」

5月10日（月）鳥取県知事公邸において、平井鳥取県知事、寺谷智頭町長、松本北栄町長、森安伯耆町長と鳥取県生協の松軒理事長により「鳥取県中山間集落見守り活動協定」の調印式が行われました。

「鳥取県中山間集落見守り活動」とは中山間地域等で活動する事業者と行政機関が連携して、中山間地域などで生活する住民の異常などを早期発見し、連絡することで適切な活動がとれる体制を整備し、「安全で安心して生活できる地域づくり」を目的として平成20年度より実施している県の取り組みです。

鳥取県生協では、この活動に賛同し、県内全域での地域見守り活動を実施することになりました。

協定期間は協定締結を行った5月10日から翌23年の5月9日までの1年間（協定締結者から終了の意思表示がなければ1年間の更新）となります。主な活動は月曜日から金曜日までの商品配送ルートの中で発見した異常を関係する市町村の窓口に通報するという内容です。



写真右から2番目 鳥取県生協 松軒理事長

調印式挨拶の中で平井鳥取県知事からは鳥取県生協がこの取り組みに賛同したことに対する期待と感謝の言葉をいただきました。松軒理事長挨拶では地域の中で実際あった事例を具体的に紹介、また鳥取県生協が60年のあいだ、地域の皆さんにささえられ今日まで来たことに対する感謝の意などが述べられました。

智頭町、北栄町、伯耆町が県内市町村を代表して協定を締結しましたが、その他県内の全町村も同日付けでの締結となりました。

中国財務局鳥取財務事務所からのお知らせ

～住宅ローンの返済にお悩みの方へ～

現下の厳しい経済金融情勢を踏まえ、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が平成21年12月4日から施行されています。

この法律は、中小企業の事業主の皆様や、住宅ローンの借り手の皆様から返済負担の軽減に関する申込があった場合、金融機関に対して、できる限り、貸し付け条件の変更等の適切な措置を取るよう努めることを求める法律です。

返済負担を軽減したいとお考えの方は、まずはご利用の金融機関に相談してください。

～未公開株
トラブルにご注意!!～

全国的に未公開株にかかるトラブルが増加しています。

トラブルに至る手口は多様化しており、中には詐欺的な事例も見受けられます。

少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせるなど、慎重に対応することをお勧めします。

住宅ローンの返済、
どうしよう？返済に不安を感じたら、
金融機関に相談しましょう。

「中小企業金融円滑化法」により、金融機関は、できる限り、住宅ローンの利用者である皆さんの返済のご相談に応じるよう、努めることとされています。

収入の減少などによって、返済に不安を感じたら、お早めにご相談ください。

どこに相談すればよいのですか？

- ① まずは、ご利用の金融機関営業店にご相談ください。
- ② また、各金融機関本部には苦情相談窓口が設置されていますので、営業店の対応がご不満の場合等にご利用ください。
- ③ さらに、以下の相談窓口もご活用ください。

● 全国銀行協会 銀行とりひき相談所	03-5252-3772
● 全国信用金庫協会 全国しんきん相談所	03-3517-5825
● 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所	03-3567-2456
● 全国労働金庫協会 ろうきん相談所	0120-177288

「中小企業金融円滑化法」に関するご質問や、民間金融機関の対応等に関する情報提供は、金融庁・金融サービス利用者相談室（03-5251-6811）、または、お近くの財務局へ。
なお、金融庁及び財務局では、金融機関との間の個別トラブルについては、あつせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。



金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>

金融庁 金融円滑化対策 で検索

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」「私募債」「ファンド(組合など)」の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが発生しています。くれぐれもご注意ください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。

少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることも含めて、慎重に対応することをお勧めします。



なお、被害の調査などをよそおって、金融庁の職員などを名乗る者が取引の勧誘を行う事例も見られています。金融庁などの職員が、こうした取引の勧誘などに関与することは、一切ありません。

平成22年3月



金融庁
消費者庁・警察庁

くわしくお知りになりたい方へ

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
→ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド(組合など)」の取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁(財務局)の登録を受けた業者に限られます。
→ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

- 金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/>) では、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁(財務局)の登録を受けているかを確認できます。
- なお、金融庁(財務局)の登録を受けている業者であっても、
・ その信用力が保証されているものではありません。
・ 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、以下の連絡先または最寄りの警察署・交番まで、すみやかに情報をご提供ください。

金融庁 金融サービス利用者相談室 (平日 10:00～16:00)

電話(ナビダイヤル): 0570-016811

※ IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX: 03-3506-6699

消費生活センター 消費者ホットライン

0570-064-370 (ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!)

※ IP電話の方は、お住まいの地域の消費生活センターに直接ご連絡ください。

(<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html> 参照)

地域社会貢献



1. 中国労働金庫NPO助成金制度

2009年度の「中国ろうきんNPO助成金制度」は、2009年1月以降、特定非営利活動法人として認証を受けた団体、もしくは申請準備中の団体の中から選考を行いました。

応募6団体の中から3団体へ、総額40万円の助成をしました。

助 成 先 団 体

因幡の山と里（八頭郡）	えがおサポートLeaf&CHUCHU（米子市）	みんなの家（鳥取市）
-------------	-------------------------	------------

2. ポイント景品交換制度 「社会貢献コース」の寄付金を贈呈

地域貢献のひとつとして、ポイント景品交換制度に「社会貢献コース」を設け、社会福祉施設等へ寄付を行なうこととしていますが、3月4日、「社会貢献コース」へ応募いただいた寄付金を鳥取県社会福祉協議会の基金に対し寄贈しました。



寄贈先：鳥取県社会福祉協議会

3. 「ろうきんNPO寄付システム」寄付金贈呈式

地域社会が抱える様々な社会的課題に取り組むNPOを支援するため、前年度に引き続き、とっとりNPOネットワーク（中間支援団体）で審査選考された6団体に、1団体5万円の寄付金が4月7日に贈呈されました。

「100円からできるボランティア」みなさんの想いを届ける「ろうきんNPO寄付システム」に、あなたからの応援をお待ちしています！

ご加入に関するお問い合わせは、中国労働金庫の各営業店へお願いします。



寄 付 金 交 付 先

Studio-E（鳥取市）	里山地域研究会（東伯郡）	十人十色（鳥取市）
地域スポーツ推進協会（鳥取市）	氷河・雪氷圏環境研究舎（鳥取市）	八東川清流クラブ（八頭郡）

東部支部 第38回通常総会 報告

5月26日(水)、全労済鳥取県本部5Fにて、第38回通常総会を開催しました。

今年度は、夏の時期に「労福協まつり」を開催し、より家族ぐるみで楽しめる内容で行うことを検討しています。

また、この度は役員改選期となっており、新役員が承認されました。新体制のもと、労福協の目的達成に向けて引き続き取り組んでまいりますので、皆様の積極的な参加とご協力をよろしくお願いいたします。

役職名	氏名	産別・団体名	単組(職場)名
支部長	森 脇 一 也	電機連合	日立金属労組鳥取支部
副支部長	浅井 洋 徳	電力総連	中電ユニオン支社支部
"	足立 考 史	市立病院労組	鳥取市立病院労組
"	北川 益 弘	私鉄総連	私鉄日ノ丸鳥取分会
事務局長	内田 孝	日教組	県教組東部支部
事務局次長	本内 隆 彦	全労済	全労済鳥取県本部
"	犬山 安	労働金庫	中国労金鳥取支店



森脇支部長

中部支部 第42回通常総会 報告

5月28日(金)、ホテルセントパレス倉吉において第42回労福協中部支部通常総会を開催しました。

2009年度の活動報告に

おいては、「ゴルフ大会」「労

働者スポーツ祭典」「労福協まつり」「学習会」「福祉カンパ」「囲碁・将棋大会」などの報告がありました。会員のみなさんの協力により、例年以上に盛り上がった活動となったことが報告されました。

役職	氏名	所 属
支部長	橋 本 将 司	オムロン倉吉労組
副支部長	倉 光 顕	北栄町職労組
"	吉 良 武 士	明治製作所労組
事務局長	川 上 慎 治	県教組中部支部
事務局次長	小 倉 友 伸	中電ユニオン倉営支部
"	本 多 竜 彦	私鉄日ノ丸倉吉分会



今年からお世話になる4役、常任幹事
のみなさんよろしくお願いします。



ご退任される4役、常任幹事さん
おつかれさまでした。

西部支部 第34回通常総会 報告

5月27日(木)に皆生温泉弓ヶ浜荘を会場に、第34回通常総会を開催しました。

西部支部は、専任の事務局長を迎え、2010年度の新体制がスタートしましたが、全ての目標が達成できますように、幹事役員は一丸となり率先垂範して取り組みますので、引き続きご支援ご協力をお願い致します。



◎遠藤事務局長

八幡支部長

2010年～2011年度労福協西部支部役員名簿 2010.5.27

役職名	氏名	出身単組
支部長	八 幡 勇 治	全水道米子支部
	中 島 ちから	境港市職労
副支部長	矢 辺 慎 一	J P 労組鳥取伯耆支部
	栗 原 優 一	中国電力ユニオン倉電支部
事務局長	遠 藤 憲 二	私鉄日ノ丸米子分会
事務局次長	湯 川 忠 文	全労済鳥取西部支所
	中 島 一 彦	労金米子支店

医療生協からのお知らせ



経鼻内視鏡、始めました

鳥取生協病院内科 医師 宮崎 慎一

遅ればせながら、鳥取生協病院にもようやく経鼻内視鏡が導入されました。遅れただけあって、鳥取県東部初となるオリンパス社製のGIF—XP260NSという最新鋭の機種を購入しました。従来のものに比べ、操作性・画質において向上がみられます。

経鼻内視鏡といえば、嘔吐反射が少なく楽、検査中話すことが出来るなど経口内視鏡に比べると苦痛が少ないことが特徴として挙げられます。一方、経口内視鏡に比べ画質が劣る、検査時間が長い、鼻血が出ることが少なくない等の欠点もあります。

その特徴をふまえ、当院では「毎年内視鏡検査を受けている方で、前年異常がなかった方」を優先して、経鼻内視鏡を開始したいと考えています。もちろんそれ以外の方についてもご相談に応じます。

また、その他の内視鏡の数やスタッフを増やし、より多くの検査が出来る体制を現在構築中です。今まで内視鏡をされたことがない方も、これを機会に受けてみられてはいかがでしょうか？

ご存じですか？

鳥取県中小企業労働相談所
みなくる



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県

『改正育児・介護休業法』が施行され、
男女ともに子育てがしやすくなります!!

～みんなで創ろう“子育て王国鳥取県”～

鳥取県では、“子育て王国鳥取県”“子育てするなら鳥取県”と呼ばれるにふさわしい地域になることを目指して、平成22年3月に『子育て王国とっとりプラン』を策定しました。

また、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的とした「改正育児・介護休業法」が平成22年6月30日から施行されます。

子どもを安心して産み育てることができる“子育て王国鳥取県”の実現に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

育児・介護休業法の主な改正点を紹介します。

子育て期間中の働き方の見直し

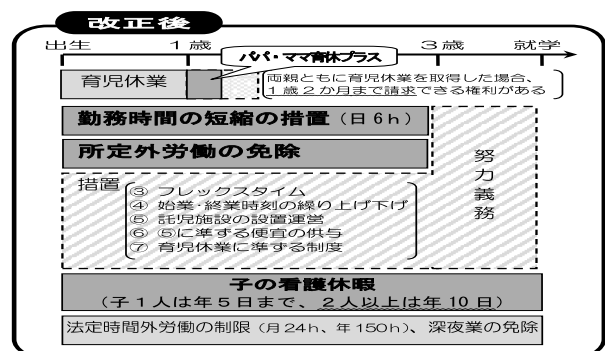
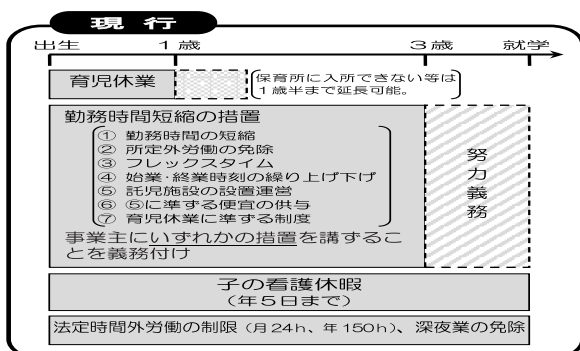
- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの、所定外労働の免除を制度化
- 子の看護休暇制度の拡充（小学校就学前の子が1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば10日）

父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業の取得が可能（パパ・ママ育休プラス）
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業の取得が可能
- 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度の廃止

仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度の創設（要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）



介護

介護休業（対象家族1人につき93日まで）

勤務時間短縮等の措置（介護休業とあわせて93日まで）

介護

介護休業（対象家族1人につき93日まで）

勤務時間短縮等の措置（介護休業とあわせて93日まで）

介護休暇（家族1人につき年5日まで、年10日上限）

“組合員紹介用 こくみん共済 チラシ”を 各協力団体へお届けしています。

全労済鳥取県本部《ONLY-ONE》計画 発進

計画の優先実行課題10項目の中にある、「職域協力団体組合員の皆様に、新たな1人の加入者(組合員)を紹介していただく活動」を、各協力団体で展開していただいています。

全労済鳥取県本部
事業推進部

こくみん共済
広げよう助け合いの
わ!
組合員が組合員を

計画策定の理由

- (1) 先行き不透明の時代に入し、生活協同組合で共済事業をおこなう全労済の価値が問われていること
- (2) 労働組合を取り巻く環境の下、全労済鳥取県本部に対して、福利厚生活動への信頼と共感を得る活動が求められていること
- (3) 競合激化で新たな推進経路の拡大が加速し、全労済鳥取県本部として主体的な推進手法の改革に努める必要があること
- (4) 全労済ファンを獲得し、生活協同組合本来のすがたである、加入者による「口コミ加入」を定着させる必要があること
- (5) 生協法改正・保険法施行などの法律の整備により、今まで以上にコンプライアンスの取り組みが求められていること
- (6) 対面推進を基軸とした推進体制再構築に向けた全労済鳥取県本部としての主体的な改革が求められていること
- (7) 事業実績においては、2010年度も職域離退職者等で実績減少が予測されていること
- (8) 県内労働組合員・勤労者への共済事業促進、保険に頼らずに済む共済商品の普及拡大は、共済生協である全労済鳥取県本部の使命であること

計画策定に向けて

2年間の計画とし、2年後に成果と課題を検証し活動を継承します。

具体的な活動計画

「3つの区分」

- ① 組合員にご協力をいただく活動
- ② 協力団体・労働組合にご協力をいただく活動
- ③ 全労済として支援をおこなう活動

「5つの領域」

- ① 全労済を知っていただく活動
- ② 保障(補償)を見直していただく活動
- ③ 加入・継続していただく活動
- ④ 組合員・協力団体の声を事業に反映する活動
- ⑤ 地域社会に貢献する活動

具体的な活動計画の優先実行課題を以下10項目に絞ります!

1. 協力団体役員・担当者・組合員の声を反映する機会創出のためアンケートを実施します。
2. 組合員が組合員を拡大する活動として、協力団体組合員からの紹介活動を取り組みます。
3. セット共済一律加入を全協力団体・労働組合へ提案します。
4. 協力団体担当者研修会を各地区で年1回、女性が多く参加できる工夫もして開催します。
5. 共済生活協同組合職員として、研修・学習機会を設けて力量向上をはかります。
6. 潜在的ニーズ喚起の機会拡大に向け、窓口営業時間延長の準備・体制整備をすすめます。
7. 団体の実績にあわせ、更新手続きの省力化による余力を保障相談機能の拡大に努めます。
8. 組合員組織の運営参加を通じ、地域組合員や女性組合員の活動参加を促進します。
9. 連合・労福協との連携、労働金庫代理店機能拡大、生協連との連携で普及拡大に努めます。
10. 共済生協事務局職員としての社会貢献を、ボランティア活動を通じて実践します。